

名称及び史跡 飛鳥京跡苑地保存整備・活用検討委員会傍聴要領

1 目的

この要領は、名称及び史跡 飛鳥京跡苑地保存整備・活用検討委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2 傍聴の手続等

- (1) 委員会開催日の開催時刻30分前から10分前の間に行うものとします。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、会議を開催する都度定めるものとします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けることがあります。
- (4) 会議は原則公開としますが、奈良県情報公開条例(平成19年7月奈良県条例第4号)第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、審議会の判断により非公開となる場合があります。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の事項に違反したときは、入室を禁じる、又は退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が4の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

○入室時の事項

- (1) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

○傍聴中の事項

- (1) 写真撮影、録画、録音等は会議の冒頭までとします。
- (2) 傍聴者は、所定の傍聴席に着席してください。
- (3) 傍聴者の発言は認めません。会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (4) 携帯電話等の使用は認めません。
- (5) 飲食又は喫煙をしないでください。

(6) 非公開となる議題の審議に入る場合で指示があったときは、速やかに退出してください

(7) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないでください。

(附 則)

この要領は、平成30年11月1日から施行します。